

桑名市公共施設等照明設備ＬＥＤ化事業に関する基本協定書（案）

桑名市（以下「甲」という。）と、〇〇〇（代表企業：〇〇〇、企業グループ構成員：〇〇〇、〇〇〇の共同企業体の総称）（以下「乙」という。）は、桑名市公共施設等照明設備ＬＥＤ化事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第１条 本協定は、本事業において、本事業公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、甲による審査の結果、乙を契約相手先候補者とし、今後の賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）の締結に向けた準備や調査、詳細協議を行うことを目的とし、必要な事項を定める。

（事業スケジュール）

第２条 本事業におけるスケジュールは、乙のプロポーザル提案書を基に甲乙協議のうえ、決定するものとする。

２ 乙は、実施要領における「既設照明・提案照明一覧表（様式７）」について、記載内容と現地との整合確認のため、必ず現地調査を実施する。

３ 乙の提案内容及び前項の現地調査結果等を踏まえ、詳細協議を行うものとする。

（契約金額）

第３条 契約金額は原則提案書等で提示された金額（〇〇〇円）の範囲内とし、下記（ア）から（ウ）の事由により、提案書等で提示された金額と契約金額に差異が生じる場合は、甲乙協議により金額を決定する。

（ア）税制度の変更によるもの

（イ）昨今の状況を踏まえ、乙の責めに帰すことができない事由による資機材等の価格高騰や納期の大幅な遅延といった供給状況の変化によるもの

（ウ）現地調査等の結果によるもの

（賃貸借契約）

第４条 賃貸借契約は、甲と乙の代表企業である〇〇〇が締結することとする。

２ 賃貸借契約の約款等詳細内容については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（準備行為）

第5条 賃貸借契約を締結する前であっても、乙は、自己の責任と費用において、本事業に関して必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に協力するものとする。

（現地調査等）

第6条 乙は、本事業の遂行に当たり現地調査等を行う場合、あらかじめ甲に連絡し、その承諾を受けなければならない。

2 甲は、前項の現地調査等に当たり、乙に対して必要な資料等の提供について協力するものとする。

（契約不調の場合における処理）

第7条 甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により賃貸借契約の締結に至らなかったときは、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

2 賃貸借契約の締結に至らなかった場合において、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却し、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、乙は、返却した資料等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を甲に提出するものとする。

（有効期間）

第8条 本協定は、本協定の締結の日から効力を発し、すべての賃貸借契約締結をもってその効力を失う。但し、第7条において賃貸借契約の締結に至らなかった契約は除くものとする。

（その他協議）

第9条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

本協定成立の証として本書〇通を作成し、甲及び乙の代表企業、構成員全員が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲

所 在 地

名 称

代表者氏名

乙（代表企業）

所 在 地

氏 名

代表者氏名

乙（構成員）

所 在 地

名 称

代表者氏名

乙（構成員）

所 在 地

名 称

代表者氏名